

(設置)

第1条 本市における高齢者福祉の総合的かつ効果的な推進を図り、また本市高齢者福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)の策定及び策定後の計画的推進のため、鳥栖市高齢者福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉計画の立案・策定、推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関する情報の収集、調査、研究に関すること。
- (3) その他高齢者福祉の向上に関する施策等に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、健康福祉みらい部長がその職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、市長が必要と認めるときは、職員のうちから、別に委員を任命することができる。

(推進会議の会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に施策の審議、検討及び調整を行うために、高齢者福祉推進会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、健康福祉みらい部長をもって充て会務を総理する。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。

(作業部会)

第6条 推進会議に、高齢者福祉計画に関し必要な事項を分掌させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、高齢障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月1日)

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年7月6日)

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年11月1日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和5年7月1日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1

副市長
政策部長
総務部長
健康福祉みらい部長
スポーツ文化部長
市民環境部長

経済部長 建設部長 教育部長

別表第2

健康福祉みらい部長	
政策部	総合政策課長
総務部	総務課長
健康福祉みらい部	地域福祉課長、こども育成課長、健康増進課長
市民環境部	市民協働推進課長、環境対策課長
スポーツ文化部	スポーツ振興課長
経済部	商工振興課長
建設部	建設課長、国道・交通対策課長
教育部	学校教育課長、生涯学習課長